

ソーシャルワーカーがソーシャルワーク機能を

担ってきた者に向けるべき視座

大津 雅之・高木 寛之・田中 謙

キーワード：ソーシャルワーク、ソーシャルワーク的支援、ソーシャルワーク機能、ソーシャルワーカーとしての役割

要 旨

今日、ソーシャルワーカーが対峙しなければならない社会的ニーズは、増加傾向にある。ただし、ソーシャルワーカーが対峙しなければならない社会的ニーズは、今日において顕著に発生してきたわけではなく、徐々に蓄積されてきた結果であり、これまでも多くの専門職や地域住民によってさまざまな対応がなされてきた。

近年、専門職連携の推進がはかれる中、ソーシャルワーカーは自身の役割を高めながら他の専門職や地域住民と共働することが求められている。ただし、そのためには、まず、ソーシャルワーカー自身が多くの専門職や地域住民がいかにしてソーシャルワークの機能的な一端を担ってきたのかについて歴史的側面もふまえながら学ばせていただき、その中で、自身の役割を高めながら介入し、各々と連携する必要があるであろう。

よって、本研究では、ソーシャルワークの機能的な一端を担ってきた多くの専門職や地域住民の活動の実際を「ソーシャルワーク的支援」と位置付け、日本国内における「ソーシャルワーク的支援」について、歴史的側面から整理する必要性を提示した。そして、今日のソーシャルワーカーがそれらの取り組みおよびそれらの取り組みを担ってきた者に向けるべき視座について考察した。

I 研究の背景と目的

今日、ソーシャルワーカーが対峙しなければならない社会的ニーズは増加傾向にある。これに伴い、日本国内においては他の専門職とも円滑な連携の図れるソーシャルワーカーを養成することも求められている。ただし、ソーシャルワーカーが対峙しなければならない社会的ニーズは、今日において顕著に発生してきたわけではなく、徐々に蓄積されてきた結果であり、これまでも多くの専門職や地域住民、個

人によってさまざまな対応がなされてきた。

ソーシャルワークの特徴について、ソーシャルワークの定義から確認してみると、日本のソーシャルワーカーの国家資格と位置付けられている社会福祉士の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会は、ソーシャルワークの定義を「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、

人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、「ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」と示している。これは、公益社団法人日本社会福祉士会の加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した「ソーシャルワークの定義」(2000年7月)であり、この定義を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とすることを倫理綱領の中で明言している(社団法人日本社会福祉士会 2009:16)。

ソーシャルワークは歴史的変遷の中でケースワークを展開・発展させた概念でもあるが、ケースワークの特徴とは、岩間の言葉を借りるのであれば「ケースワークの特徴は、個人と環境との相互作用に焦点をあて、個人の内的変化と社会環境の変化の双方を同時に視野に入れて援助過程を展開する点にある」(岩間 2013:75)とする以上、ソーシャルワークはその対象を人々、ケースワークはその対象を個人に焦点化するような相違が見られても、双方、人間と環境との調整を以て個々人の抱える様々な問題の解決やニーズの達成に導く働きかけおよびその取り組みと捉えられる¹⁾。

ケースワークやソーシャルワークを担うソーシャルワーカーには、ソーシャルワーク機能という側面から自身の役割を見出すことが求められる。ソーシャルワーク機能をソーシャルワークの枠組みから捉えるならば、①人と環境とを調整する機能、②人の対処能力を強化する機能、③環境を

修正・開発する機能という3点があげられる(白澤 2009:45)。日本国内のソーシャルワーカーが少ない地域においては、今日でもなお、多くの専門職や地域住民、個人がソーシャルワーク機能の一端を担っている。そして、地域における様々な社会的ニーズを解決する場合、ソーシャルワーカー以外の力による対応でも一定の成果が得られている。

多職種連携が求められるようになってきた今日、ソーシャルワーカーは自身の役割を高めながら多くの専門職や地域住民、個人との連携を図らなければならない。そのためには、養成面だけでなく実践面においても、まず、ソーシャルワーカー自身が多くの専門職や地域住民、個人がいかにしてソーシャルワーク機能の一端を担ってきたのかについて歴史的側面もふまえながら学ばせていただき、その中で、自身の役割を高めながら介入し、連携する必要があるであろう。

よって、本研究では、日本国内におけるソーシャルワーク機能の一端を担ってきた多くの専門職や地域住民、個人の活動の実際について、歴史的側面から整理する必要性を提示する。そして、今日のソーシャルワーカーがそれらの取り組みおよびそれらの取り組みを担ってきた者に向けるべき視座について考察する。

II 研究の視点および方法

本研究では、あらかじめ、ソーシャルワーク機能の一端を担ってきた多くの専門職や地域住民、個人の活動の実際を「ソーシャルワーク的支援」と定義した。そのうえで、簡略的にはあるが、昭和初期から

の文献に掲載されている「ソーシャルワーク的支援」に関する記述を時系列的に整理しながら、日本国内における「ソーシャルワーク的支援」の歴史研究を行った。

文献の抽出方法として、まず、あらかじめ国立国会図書館の「国立国会図書館サーチ」(NDL Search)²⁾を用い、「ソーシャルワーク的支援」と考えられる様々な取り組みを、キーワードを派生させながら検索し、ヒットした文献を発行年の古い順に並び替え整理した。その際、①福祉専門職以外の専門職においてはどのような専門職に「ソーシャルワーク的支援」が多かったのか。②地域住民の取り組みとしてはどのような取り組みに「ソーシャルワーク的支援」が見出されるのかという2点を意識しながら整理した。そして、その中から本研究に使用するための基本文献の選択を行った。

III 倫理的配慮

本研究は文献研究により実施した。このため、文献の取り扱いに関しては、「日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定等を参考にしながら、文献の引用については、厳密な倫理的配慮を心がけた上で取り扱うこととした。

IV 研究結果と考察

本研究の範疇において、昭和初期からの文献に掲載されている「ソーシャルワーク的支援」に関する記述は、社会福祉分野の文献以外では、保健分野の文献、教育分野の文献に多かった。また、地域住民による「ソーシャルワーク的支援」に関する記述は、社会福祉分野の文献以外では、郷土史

について扱う文献等にも掲載されていることが把握できた。よって、以下、保健分野、教育分野、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」について、それぞれの分野の取り組みを文献選択の結果と共に述べていくこととする。

(1) 保健分野における「ソーシャルワーク的支援」

保健分野における「ソーシャルワーク的支援」について概観してみると、まず、1948(昭和23)年に現在の「保健師助産師看護師法」の旧称である「保健婦助産婦看護師法」が制定されたことによって、保健婦・助産婦・看護婦が誕生し、これら三資格の誕生の頃から、その養成課程の中でケースワークの紹介も行われていた。よって、保健婦による「ソーシャルワーク的支援」という括りを定めなくとも、保健婦はその誕生の時から、あらかじめケースワークについて学んでいたと言える。

たとえば、当時のテキストである1950(昭和25)年に学術書院から出版された『看護学講座 第16巻』では、テキストの全140ページのうちの半数近くを占める分量で、吉田が医療社会事業に関する部分をケースワークと絡めながら執筆している(吉田:1950 83-140)。そこに示されたケースワークに関する内容は、当時のケースワーカーの養成のテキストをうかがわせるほどの詳細な内容となっている。ただし、その中でも、吉田が「保健婦とケースワーカーの協力」というテーマで一つの項目を記していた点は注目すべきである(吉田:1950 91-95)。つまり、このことは、当時、ケースワーカーが保健婦と

は別の確固たる専門職として存在し、双方の連携を意識すればこそ、「協力」と示されていると考えられるのである。

これに対し、浅賀が1951（昭和26）年に出版した『ソーシャルケースワーク—保母と保健婦のために—』があるが、これは、その副題を保母と保健婦のためにとじていたように、『看護学講座 第16巻』に示されていたような保健婦とケースワーカーの協力というよりも、医療ケースワークを実践してきた浅賀自身が保健婦に向けてケースワークを紹介するという位置付けで出版されたものとなっている点は注目すべきである。つまり、このことは、一方でケースワーカーは確固たる専門職として存在すべきという考え方があるものの、もう一方でその数は不足している現実があり、ゆえに、医療分野独自の理論（概念）・技術（方法）とは異なる別の分野にあるケースワークという優れた理論（概念）・技術（方法）を保健婦に周知してもらい、保健婦によるケースワークを展開させながら現実的な問題と対峙しあうことも視野に入れていたと考えられるのである。

保健婦とは地域の中で健康教育や保健指導などを通じ、疾病の予防および健康増進などの公衆衛生活動を行う者に付与する目的で誕生した国家資格となっている。

和田・宮本は、昭和20年代から40年代の長野県内における小規模自治体における保健婦の活動について、当時、実際にその活動に当たっていた保健婦たちからの聞き取り調査をまとめている。その中で、当時の保健婦たちが向き合ってきた対象者は、高齢者や病気を持つ人、児童に至る

まで、今日のソーシャルワーカーが向き合う対象者と変わらないような様々な課題を持つ人々であったことが示されている（和田・宮本 2010）。このように、地域住民の健康課題においては様々な背景と要因が絡み合っているため、必然的に地域住民と向き合いながら対話し、その把握に努めることが求められている以上、早期からケースワークについて理解しておくことも求められていたと考えられる。

しかし、1989（平成元）年より日本のケースワーカーおよびソーシャルワーカーに付与する国家資格の有資格者が誕生し、専門職としての位置付けが整備されて以降もなお、それまでと変わらない状況が続いている。今日においても、日本国内の村部における地域包括支援センターの中には、ソーシャルワーカーである社会福祉士が不在であるところも多く、保健師や看護師がソーシャルワーカー的な役割を担いながらも、地域包括支援センターとしての事業を展開することができている。このように、地域における様々な社会的ニーズを解決する場合、ソーシャルワーカー以外の力による対応でも一定の成果が得られている現実がある。

保健婦は国家資格として誕生した当初から、保健婦自らもケースワークについて学ぶ視点があり、保健婦とケースワーカーとの協力の必要性を示すような動向があった。にもかかわらず、今日における地域包括支援センターの中には社会福祉士が不在の所はあったとしても、保健師や看護師が不在の所は無いという理由はどこにあるのであろうか。それは、単に、保健師や看護師が、地域の中で公衆衛生活動を担

うにあたり、福祉専門職者には無い医療的な知識や実践力を持っているという理由だけではないはずである。

「保健婦のめ」を本にする会が1994(平成6)年に出版した『保健婦のめ一見た飛び込んだ 大阪のくらし』では、様々な保健婦たちの住民と向き合ってきた事例が紹介されている。そこで地域住民と向き合っている保健婦の実践とは、まさに保健婦が行う「ソーシャルワーク的支援」そのものとなっている(「保健婦のめ」を本にする会:1994)。この「保健婦のめ」とは一体何なのであろうか。たとえば保健師が「ソーシャルワーク的支援」する場合においても、地域の様々な課題や実態を把握するアセスメント力が必要となってくる。この点から一つの仮説を生み出すならば、保健師の地域に関するアセスメント力が歴史の変遷の中で、ケースワークないしはソーシャルワーク分野のアセスメント力以上に発展させることができたため、保健師が行う「ソーシャルワーク的支援」にも発展がみられ、地域包括支援センターにおいては社会福祉士が不在であったとしても社会福祉士以上の「ソーシャルワーク的支援」が展開でき、結果として社会福祉士は不在にできても保健師や看護師は不在にできない理由が成立してしまっているのではないだろうか。

よって、本研究は、今後、地域のアセスメント力といった視点を柱に、保健師が行う「ソーシャルワーク的支援」からソーシャルワーカー自身が学ぶべき側面は何かという点を主題にした研究につなげる必要があると考えられる。

(2) 教育分野における「ソーシャルワーク的支援」

教育分野における「ソーシャルワーク的支援」について概観してみると、教育分野の書籍においては、駒田らが1951(昭和26)年に出版した『青年教育』の中で、間宮によってケースワークの紹介が行われている(間宮 1951:130-144)。また、竹内が1955(昭和30)年に出版した『科学的社会事業入門:若き社会事業者のために』の中では、アメリカの“school social work”を「学校社会事業」と翻訳し、その概念を紹介している。竹内による学校社会事業は大学生を対象とした内容となっているが、その内容について竹内は、当時の高等学校までの学童、生徒等に行われていた補導や相談・助言事業と学校社会事業とは同じではないものの共通点も少なくないとしている(竹内 1955:111-144)³⁾。

第二次世界大戦後、教育分野において1950年代前後からケースワーク概念が紹介されるようになった背景には、当時の教育体制が現在につながる小・中・高の六・三・三体制になったことに伴い、生徒指導という取り組みが位置付けられたことも大きかったのではないだろうか。また、1940年代から1950年代における少年に対して行われるケースワークを紹介した事例としては、社会福祉分野や司法分野の文献においても、非行問題を持つ少年について扱ったものが目立ち、その理由として、戦後の混乱期の中で、当時の日本国内の早急に向き合うべき課題に、少年の非行問題があげられたという時代背景も忘れてはならない。このような時代背景の中で、教

育分野においても非行問題の背景に様々な課題を持つ生徒に対して行われていた生徒指導の中で、教員がいち早くケースワークがどのようなものなのかを学ぶ必要があったものだと考えられる。

教員が児童の非行問題に向き合うという事例は、ケースワークという概念を用いなくとも今日まで続いている。非行問題は様々な環境的要因があり、教員であってもそれらの環境に働きかけ様々な奮闘をしている。水谷が1998（平成10）年に出版した『ドラッグ世代：「第五次薬物汚染期」の若者たち』では、当時、現役の教員であった水谷の奮闘や環境への働きかけについて触れられているが（水谷：1998）、これも教員による「ソーシャルワーク的支援」と捉えることもできるであろう。

なお、教育分野における「ソーシャルワーク的支援」において、障害児を扱った文献が出てくるのは比較的新しく、障害児の義務教育化がはじまる1979（昭和54）年以降まで待たなければならない。事実、障害児に関するケースワークを扱った事例集のうち古いものでは、厚生省児童局が1957（昭和32）年に編集・発行した『保育児童のケースワーク事例集』などもあげられるが、ここに掲載されている事例は就学前児童の事例で占められており、教育というカテゴリーには属さず、事例の執筆者も保育園の園長や保母といった実務者によって構成されていた。今日において保育士は児童福祉法に定められた国家資格となっているように、この当時の保母の位置付けも公的資格とされていたものの、保育所保母になるためには保母資格取得証明書を持たなければならない旨、児童福祉法

に定められていた以上、当時においても保母は教育分野ではなく社会福祉分野の専門職であることには変わりなかった。よって、障害児に対して保母がケースワークを行うという意味では、社会福祉分野の専門職による社会福祉的なアプローチが適用されていたと捉えることが適切なのではないだろうか。ただし、障害児の義務教育が始まって以降は、必然的に教育分野における「ソーシャルワーク的支援」も行なわれるようになってくる。

このように、今日の教育分野における「ソーシャルワーク的支援」は、非行や不登校をはじめとする様々な課題を抱えた学生に対するもののみならず、障害児に対するものまで歴史的な変遷を経て大きな拡がりを見せて来た。とりわけ、障害児に対する「ソーシャルワーク的支援」に関しては、療育分野からの整理も必要となってくる。今日、教育分野においては教育分野が抱えている様々な課題と対峙する目的でスクールソーシャルワーカーの導入も重視されている。

よって、本研究は、今後、これまでの教育分野のみならず療育分野における「ソーシャルワーク的支援」に対する研究も併せながら、このような教育分野と福祉分野の接点を含んだ今日に至るまでの様々な歴史的背景を柱に、教員を中心とした教育関係者が行う「ソーシャルワーク的支援」からソーシャルワーカー自身が学ぶべき側面は何かという点を主題にした研究につなげる必要があると考えられる。

(3) 地域住民における「ソーシャルワーク的支援」

地域住民における「ソーシャルワーク的支援」を概観してみると、郷土史に関する資料等にも掲載されている。地域住民における「ソーシャルワーク的支援」も、公的な社会福祉制度のように、まずは防貧・救貧を目的とした相互扶助的な取り組みが古くから存在し、そこから様々な取り組みが発達してきた歴史がある。ここでは、この相互扶助的な取り組みとして、鎌倉時代以降に定着してきた無尽講という相互扶助を取り上げておきたい。無尽講は今日の日本国内においても限られた地域において残されている。たとえば山梨県内においても今日に至るまで無尽が残されているが、無尽は、古くからその目的を金銭の相互扶助として掲げながらも、絆や助け合いの目的をもって加入者のつながりを構築し、そのつながりの中で、庶民の生活上の様々な課題に対し、相互に支え合うような形態をとってきた。そして、今日においては、金融機関等の発達とともに、必ずしも金銭を介入させる必要はなくなったものの、加入者である住民同士のつながりの強さは残されている。つまり、それは無尽本来の目的が住民同士の絆や助け合いの精神に基づいたものであり今日のコミュニティワーク等と絡めながら考察して行くこともできるであろう。この山梨県内における無尽に関しては、地域福祉の視点と絡めて扱われている米山による先行研究(米山2014: 25 - 38) 等もあり、学術的研究の側面からも様々な展開が期待される。

また、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」には、たとえばお寺や教会といった宗教関連の施設で行われてきた目的を定めない総合相談もあげられる。この

ような宗教関連の施設で行われてきた総合相談は人々が人生のうえで何らかの困難な状況に陥った時に、一人で出向きながら様々な悩みを僧侶や神父等に聞いてもらうために古くから続けられている取り組みである。ただし、たとえば、保育所や幼稚園を運営しているお寺や教会を例にとってみても、このような宗教関連の施設においては、総合相談の場面で人々の悩みを聞くのみならず、時には、その悩みの中から地域の課題に目を向け、その地域に必要な社会資源を作るような取り組みが行われている。とりわけ奈良県にある天理よろづ相談所病院を運営している公益財団法人天理よろづ相談所の取り組み等⁴⁾は、古くから医療と福祉が一体となって発展してきたその顕著な一例と言えるであろう。つまり、それらの取り組みは、宗教的側面の影響が皆無になることはないものの、あきらかに今日のソーシャルワークの定義としても位置付けられている人間と環境との調整を以て個々人の抱える様々な問題の解決やニーズの達成に導く働きかけおよびその取り組みにほかならず、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」として捉えることも可能であろう。

さらに、日本国内においては、アルコール依存症者による断酒会や知的障害児の親による手をつなぐ育成会のような当事者による自助的(セルフヘルプ)な取り組みが1950年代から行われているが、これらの取り組みも専門職による介入ではなく当事者自身で様々な課題と対峙している以上、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」と言えるであろう。ただし、地域住民における「ソーシャルワーク的支

援」に関する取り組みは、制度的に縛られないメリットもあるが、それゆえに量的にも非常に多いため、明確に整理することが難しく、本研究では本研究と別枠の研究として展開させることがふさわしいと判断した。

保健分野、教育分野、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」において、保健分野、教育分野における「ソーシャルワーク的支援」はフォーマルな立場にある者の取り組みとして、また、地域住民における「ソーシャルワーク的支援」はインフォーマルな立場にある者の取り組みとして大きく2つに分けられる。

ただし、本研究は、今日、フォーマルな立場にある専門職としてのソーシャルワーカーがそれらの取り組みおよびそれらの取り組みを担ってきた者に向けるべき視座について考察することが目的となっている。また、本研究では、今後、これからのフォーマルな立場にある専門職としてのソーシャルワーカーの役割を重視しながら発展させる必要もある。このため、まずは、フォーマルな立場にある他の専門職等の取り組みを焦点化させながら比較・検討する方が明確であると判断した。

よって、本研究は、今後、文献数の多かった教育分野と保健分野における「ソーシャルワーク的支援」に関する取り組みを中心にしながら展開して行くことが妥当であると考察した。

V おわりに

ソーシャルワークにおいては、クライアントの抱える社会的ニーズが限定的であ

れば、その分、ソーシャルワーカーも自身の役割や専門性を担保しながらその実践を高度化できることであろう。よって、歴史的に見れば、ケースワーカーによるケースワーク実践といった捉え方がされていた時代までは、ケースワーカーもケースワーカーとしての自身の役割や専門性の追求が今日以上に明確であったように考えられる。ただし、ケースワークがソーシャルワークへと拡大する歴史的な過程を経て以降、ソーシャルワーカーが対峙すべくクライアントの捉え方自体がクライアントシステムとなり、その社会的ニーズは多岐に渡り、ソーシャルワーカー1人では対峙できなくなってきた。このため、ソーシャルワーカーには、制度的に位置付けられた協働者である他の専門職との連携が必要となった。

日本国内においては、1989（平成元）年以降、社会福祉士や精神保健福祉士をはじめとする後発的に位置づけられたソーシャルワーカーのための国家資格が誕生した。しかし、それらの国家資格に求められているソーシャルワーカー像をもってしても、その誕生が後発的であるがゆえに、有資格者としての位置付けや自身の役割が見えにくくなっているように見受けられる。

社会福祉分野においては自己覚知が重視されているが、大塚は、自己覚知について「普通、人間は他人をみるとき自分の価値基準や感情に影響されやすく、しかも、そのことにみずから気づきにくい。もしワーカーが、クライアントとの対人関係に自身の先入観的態度を持ち込んだり、自然のままに自分の感情で相手を律するなら、人

を容易に受容できないし、正しく理解できない。それゆえワーカーは、ふだんから意識的に自分の心理や行動の特異性について熟知する必要がある」(大塚 1988:202)と述べている。自己覚知とはワーカーとクライアントとの専門職業的な援助関係において発生する逆転移をワーカー自身で統制させることを目的としてケースワークにも取り入れられた歴史的経緯がある。そして、この自己覚知について、北本は今日の視点から、かつての自己覚知がクライアントとの関係におけるワーカーの逆転移を問題にしたが、今日ではそれ以上にクライアントへの援助や協力支援にあたって、関わることの必要な他の専門職や家族、ボランティアを含む地域住民、行政機関職員ときには政治家との関わり方をワーカーは重視する必要があるとしている。そして、その理由を、それらとの関わり方の如何が、クライアントへの援助の成果として、またワーカーへの信頼関係の強化として現れてくるといえるからであると述べている(北本 1996:27)。

日本の社会福祉分野においては、社会福祉基礎構造改革以降、フォーマル・インフォーマルといった棲み分けがそれまで以上に強調されてきたと言えよう。今日の社会福祉分野において、両者はケアといった枠組みからも捉えられ、その場合、フォーマル・ケア・インフォーマル・ケアといった棲み分けもされている。このうち、インフォーマル・ケアについて、渡辺は、「インフォーマル・ケアは、しばしばフォーマル・ケアを補完する社会資源の一つとして位置付けられるが、むしろ日常生活における営みの一部として理解すべきである」

(渡辺 2013:18)と述べている。確かに、インフォーマル・ケアは制度等の縛りを受けない自由さがある分、高い当事者性を担保した中で展開されている。つまり、それこそが、当事者の持つストレングスの一部であり、フォーマルな立場にある専門職としてのソーシャルワーカーは、そこで展開されているインフォーマルなケアから当事者同士にしかできない共感や当事者同士にしかできない絆といった関係性の構築をはじめ、その当事者の姿から多くを学び取る姿勢が必要となってくるはずである。またそれは、同じフォーマルな立場にある他の専門職による利用者へのアプローチという面においても同様であり、その専門職にしかできない専門的な技術がありながらも、ソーシャルワーカーと同じような専門職としての共感や関係性の構築を求められている以上、ソーシャルワーカーは、その専門職の姿から多くを学び取る姿勢が必要となってくるはずである。そして、これらのような学びの姿勢こそがフォーマルな立場にある専門職としてのソーシャルワーカーがそれらの取り組みおよびそれらの取り組みを担ってきた者に向けるべき視座となっていくのではないだろうか。

よって、今日のソーシャルワーカーが時代に応じたソーシャルワークを展開する上では、最先端の理論や技術を追求することによって自らの専門性を確立することも重要であるが、反面、過去のような地域住民による「ソーシャルワーク的支援」はもとより、その他多くの過去のような専門職による「ソーシャルワーク的支援」から、ソーシャルワーカーとして何ができ、また、

何ができないのかもふまえながら、ソーシャルワーカー自らのあり方を謙虚に学ばせていただくような視座が必要であると提言する。そして、そこに本研究の意義と展開を見出すことができると考える。

付記・謝辞

本研究は山梨県立大学平成28年度地域志向教育研究プロジェクト(COC事業)「日本国内におけるソーシャルワーク的支援に関する研究―道志村に見る「市町村」レベルでの取り組みとその歴史―」(研究代表者:大津雅之)の一環として行われた。

また本研究の一部は日本社会福祉学会第64回(2016年度)秋季大会にて口頭発表を行った。

注

¹⁾ ケースワークは、日本において、「個別援助技術」とも言われているが、ソーシャルワークとケースワークという関係性においては、両者に上下の捉え方は適さず、むしろケースワークではワーカーとクライアントの間に結ばれる専門職業的援助関係が1人対1人であり、今日においてもワーカーがクライアント個々人を重視する場合等は、ケースワークや個別援助技術という表現が強調されている。

²⁾ 「国立国会図書館サーチ」(NDL Search)
(<http://iss.ndl.go.jp/>)

³⁾ ただし、学校社会事業が紹介されている同書の「第八章 学校社会事業序説―特に大学生を対象として―」の箇所は初出は1954年に発行された『関西学院大学文学部記念論文集』に寄稿したものが掲載され

ている。

⁴⁾ 公益財団法人天理よろづ相談所の取り組みに関する情報は「公益財団法人 天理よろづ相談所」ホームページ(<http://www.tenriyorozu.jp/zaidan/index.html>)に詳しく掲載されている。

引用・参考文献

・浅賀ふさ(1951)『ソーシャルケースワーカー―保母と保健婦のために―』公衆衛生社。

・岩間伸之(2013)「ケースワーク(social casework)」山縣文治・柏女霊峰(編集委員長代表)『社会福祉用語辞典―第9版―』ミネルヴァ書房, 75。

・大塚達雄(1988)「自己覚知」仲村優一・岡村重夫・阿部志郎・三浦文夫・柴田善守・嶋田啓一郎(編)『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会, 202。

・北本佳子(1996)「障害者に対する福祉専門職の援助の方向―ソーシャルワーク研究における自己覚知概念の展開から―」『リハビリテーション研究(第87号)』日本障害者リハビリテーション協会, 25 - 29。

・厚生省児童局(1957)『保育児童のケースワーク事例集』財団法人日本児童福祉協会。

・社団法人日本社会福祉士会(2009)『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規。

・白澤政和(2009)「第2章相談援助の構造と機能」『相談援助の理論と方法I 第2版』中央法規, 27 - 51。

・竹内愛二(1955)「第八章 学校社会事業序説―特に大学生を対象として―」『科学的社會事業入門:若き社會事業者のため

に』黎明書房.

・「保健婦のめ」を本にする会（1994）『保健婦のめ—見た 飛び込んだ 大阪のくらし』やどかり出版.

・間宮武（1951）「ケース・ワーク」駒田錦一等編『青年教育』朝倉書店, 130 - 144.

・水谷修（1998）『ドラッグ世代 : 「第五次薬物汚染期」の若者たち』太陽企画出版.

・吉田ますみ（1950）「医療社会事業」『看護学講座 第16巻』学術書院, 83 - 140.

・米山宗久（2014）「山梨における福祉コミュニティの再生—人と人をつなぐ『無尽』からの考察—」長岡大学地域連携研究センター『長岡大学研究論叢』第12号, 25 - 38.

・和田謙一郎・宮本教代（2010）「昭和20年代から40年代の小規模自治体における保健福祉活動—長野県の保健婦の活動を調査して—」『四天王寺大学紀要（49）』, 125 - 146.

・渡辺晴子（2013）「インフォーマル・ケア (informal care)」秋山文治, 柏女霊峰, 前掲書, 18.

The Perspectives of Social Workers to who have taken on Social Work Functions

OTSU Masayuki ・ TAKAGI Hiroyuki ・ TANAKA Ken

**Keywords: Social Work, Support like social work, Social Work Functions
Roles as a Social Workers.**